

令和8年度服薬通知事業委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度服薬通知事業委託業務

2 目的

山口県後期高齢者医療制度の被保険者のうち、重複処方等によりフレイル状態に陥る可能性のある者に対し、適切な服薬を促し、健康の保持・増進、症状の重篤化の防止等につなげるとともに、医療給付の適正化を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 事業概要

山口県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)からデータの提供を受けた受託業者(以下「乙」という。)は、多剤服薬や重複服薬など服薬に課題がある対象者の一定期間の服薬状況を分析し、対象者をリスト化する。乙は、甲と通知対象者リスト及び送付物を精査した上で、薬局等への相談を勧奨する通知文書を送付する。

送付後、薬局等で相談・指導した内容の集計結果も含め、対象者全員の事業効果検証報告書を作成し、甲に提出する。

5 業務内容及び委託数量

【業務内容】

- (1) 通知対象者の抽出及び決定
- (2) 送付物の作成及び決定
- (3) 通知対象者情報の印字及び発送
- (4) 対象者からの問い合わせ対応
- (5) 薬局等での相談・指導内容の集計
- (6) 事業効果検証報告書の作成及び提出

※スケジュールの詳細は、委託期間内に効果検証が行えるよう甲乙協議の上、決定する。

【委託見込数量】

作成予定通数 3,000通

※仕様書と実績の差が大きく生じた場合の対応は、甲乙協議の上、決定する。

6 業務の詳細

(1) 通知対象者の抽出及び決定について

- ① 乙は、通知対象となる候補者を選定するため、甲からデータ提供されたレセプトデータ等(別紙「提供データ一覧」)から分析を行う。
- ② 乙は、次のアからオまでの項目に該当する対象者を抽出する。なお、ア、イ及びウの対象者については抽出必須とし、エ及びオの対象者については甲乙協議の上、決定する。

ア 多量(多剤)投薬者

同時期に6剤以上の処方があり、有害事象のリスクが増大している可能性のある者。
多剤の剤数についてはリスクを鑑み甲乙協議の上、決定する。

イ 重複投薬者

同月内で2医療機関以上から同じ成分の薬もしくは臨床上同時に服用すると過量投与となる可能性のある薬が投与されている状態の者。

ウ 併用禁忌薬がある者

同月内で2医療機関以上から医薬品添付文書記載の併用すべきでない飲み合わせが生じており、病状の悪化、副作用の出現または薬の効果が弱まる可能性のある状態の者。

エ 傷病名禁忌薬がある者

医薬品添付文書記載の病状、健康診査の血液検査結果または併用薬の状況に対して投与すべきでない薬が投与されている場合等で、病状の悪化、副作用の出現または薬の効果が弱まる可能性のある状態の者。

オ 長期服用者

保険診療で漫然投与の制限がある薬剤が長期に渡って処方されていることが確認され、副作用、依存、残薬の調整等の確認が必要な状態の者。

- ③ 乙は、②の対象者を取りまとめた通知候補者リストを作成し、甲に提出する。通知候補者リストに係る様式については任意とする。なお、作成に当たっては、優先順位の高い対象者の判別が可能となるよう工夫する。次のアからオに、作成条件の参考を示す。

ア 基準月において、14日以上処方がある内服(内用)薬を6種類以上服用しているもしくは、上記(1)②の項目に該当し服薬に課題がある可能性のあるもの。

イ 内服(内用)薬の服薬については、前月からの長期処方分も考慮する。

ウ 基準月において、処方元医療機関(院内調剤を含む。)が2機関以上である。

エ 併用禁忌薬、傷病名禁忌薬においては、全身作用のある外用の薬剤禁忌も対象とする。

オ 一時的に服用した可能性のある医薬品が対象として含まれないようにする。

- ④ ③の通知候補者リストを基に、甲乙協議の上、通知対象者を決定する。
- ⑤ 甲は、乙の通知書等印字作業前に、資格喪失等で通知を除外すべき対象者を把握した場合、通知除外リストを作成し、乙に提供する。
- ⑥ 乙は、⑤の通知除外リストを反映させた最終的な通知対象者リストを作成し、甲にデータを提出する。広域連合全体と市町別にリストを作成し、Excel で加工可能なデータで納品すること。

(2)送付物の作成及び決定について

- ① 乙は、対象者に送付する通知書等の案を作成し、甲に提出する。送付物の構成や掲載内容については、次のとおりとする。

ア 通知書の規格は、A3またはA4サイズとし、両面カラー刷りで作成すること。

イ 送付用封筒の規格は、アで作成した通知書を封入する日本工業規格角形2号または長形3号程度の専用封筒であること。

ウ 通知書は、医療従事者にとって服薬適正が促進できるよう、上記(1)②の項目ごとに対象薬剤の記載があること。

エ 通知対象者が通知を受け取り、医療従事者に相談することを促す内容であること。

オ 対象者からの問い合わせや薬局等での相談・指導時に、対象者を識別できるように通知書に番号を付すこと。

カ 高齢者に配慮した掲載内容とし、通知対象者が薬局等への相談につながるような視認性に訴える通知文書となるよう工夫すること。

キ 通知書の他に、服薬相談シートを同封すること。薬局等で対象者が相談した内容及び薬剤師が指導した内容を記入するためのシートとし、はがき等により返信及び集計しやすいものとする。服薬相談シートに係る様式及び返信方法については、任意とする。

ク 詳細については、甲乙協議の上、決定する。

② 乙は、電話・電子メール等の方法を用いて、甲とデザイン制作及び校正に係る協議を行う。

③ 甲乙協議の上、決定した送付物について、乙は見本を1部印刷し、甲に提出する。併せて、PDFファイルを電子メールにて送付する。

(3) 通知対象者情報の印字及び発送について

① 乙は、通知対象者リストを基に、通知文書等に通知対象者情報を印字し、上記(2)で決定した専用封筒に封入封緘する。なお、宛名の印字は別紙「提供データ一覧」で示す外字ファイルによる対応とする。

② 発送日は、甲と協議の上、確定する。発送に係る郵便料は、乙の支払いとする。なお、郵便料は実績ベースとし、仕様書の委託見込数量と実績の差が大きく生じた場合の対応は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(4) 対象者からの問い合わせ対応

対象者からの相談や要望等の問い合わせに対し、コールセンター等を設置し、次のとおり対応する。

① コールセンターは、通知書発送から少なくとも1か月間設置するものとする。受付時間は、土・日・祝日及び年末年始等の休日を除く月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとする。なお、コールセンターは医療専門職以外の職員による対応でも差し支えない。

② 業務内容は、通知書送付の趣旨説明及び本通知を薬局又は医療機関に持参し、相談につなげることを主とする。

③ 治療行為に影響を及ぼす等の内容を含め、乙が判断すべきでない内容については回答しないものとする。

④ 問い合わせ対応の際には、通知書及び被保険者のデータなどの個人情報を閲覧しないものとし、対象者から送付停止依頼を受け付ける場合など、上記(2)①オで記載した番号を控えるものとする。

⑤ 対象者からの問い合わせ内容及び対応結果を問い合わせ一覧(任意様式)に取りまとめ、甲に提出する。

(5) 薬局等での相談・指導内容の集計

① 乙は、返信された服薬相談シートに記載された相談・指導内容を確認し、個別に服薬相談指導結果票(任意様式)を作成する。レセプトデータ等を用いて指導前後の状況を分析、指導後の状況により再指導が必要と判断される場合は、要再指導対象であることがわかるように記載する。

② 乙は、服薬相談指導結果票を速やかに甲に提出する。

(6) 事業効果検証報告書の作成及び提出について

- ① 乙は、甲からデータ提供された通知後のレセプトデータ等を用いて、通知対象者の医療機関受診、服薬状況から通知前後の効果検証を行う。
- ② 乙は、①の結果を事業効果検証報告書に取りまとめ、速やかに甲に提出する。事業効果検証報告書に係る様式については任意とする。ただし、様式についてはあらかじめ甲に提示し、協議するものとする。

7 成果品及び納品期限

服薬相談指導結果票及び事業効果検証報告書:令和9年3月31日

8 費用の負担

本業務に係る全ての経費(通知対象者の抽出・分析に係る経費、通知文書等の作成に係る印刷費、通知文書等の送付及び電話等の通信費、業務報告に係る書類作成経費等)は乙の負担とする。

9 個人情報の保護

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、本事業を実施するに当たっては、データの漏えいの防止及び秘密の保持等を遵守し、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様である。
- (2) 甲が提供したデータ及び乙が作成した成果物は、個人情報が記載された重要な書類であることから、紛失・盗難・破損防止等の措置を講じなければならない。また、甲が提供したデータは、該当事務終了に際し、その都度、速やかに甲に返還することとし、本業務を行うために使用したデータは、委託期間終了までに乙の責任において消去しなければならない。
- (3) 甲乙のデータ受け渡しは、データを格納した CD-ROM 等を暗号化した上でセキュリティ便を使用するなどセキュリティ面に十分留意して行う。
- (4) 乙が委託事務を実施するに当たり、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与又は ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)適合性評価制度の認証のいずれかを受けていることを条件とする。このことを確認するため、参加業者はプライバシーマーク登録証等の写しを参加申込時に甲に提出する。

10 再委託

- (1) 乙は、本業務のデータ構築、対象者抽出及び効果測定等の主たる部分を第三者に再委託してはならない。
- (2) 乙は、業務の主たる部分を除く一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面により、甲の承認を得なければならない。
- (3) 乙は、再委託先の受託業務の遂行過程及び結果に対して、本事業の受託者としての責任を負うものとする。

11 その他

- (1) 業務委託契約の締結後、成果品納入までの作業スケジュールを速やかに提出する。
- (2) 事業の実施に当たって、乙に在籍する専門知識を有する薬剤師等の指示をもとに進め

る。

- (3) 甲が地域医師会や地域薬剤師会等へ通知内容・対象者、事業報告等についての説明を実施する際には、円滑に事業が進められるように、乙による説明資料作成や薬剤師等の同席など必要なサポートを行う。なお、同席はオンラインによる参加も可能とする。
- (4) 成果品納入後に実施する、通知対象者・対象除外者の確認等の検査において、成果品に補正が必要な場合は遅滞なく当該補正を行う。
- (5) その他、この仕様書に記載の無い事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

提供データ一覧

○提供可能データ

No.	項目	備考
1	被保険者マスタ	広域連合電算処理システム JKA23M0010101_KA23F034N
2	宛名データ	送付先変更対象者リスト
3	外字ファイル	KAJO_JM.TTE
4	レセプトデータ	通知対象者リスト作成用（直近6か月分） 事業効果検証報告書作成用（発送後4か月分） 医科:21_RECODEINFO_MED.csv DPC :22_RECODEINFO_DPC.csv 調剤:24_RECODEINFO_PHA.csv
5	健診データ	FKAC171 特定健診結果等情報作成抽出（全健診結果情報（横展開））ファイル FKAC176 特定健診結果等情報作成抽出（後期質問票情報（横展開））ファイル
6	通知除外リスト	資格喪失等で通知を除外すべき対象者がいる場合

○スケジュール（目安）

月	担当	データNo.	業務項目
令和8年4月	甲乙		委託契約
5月	甲 乙	1~5	レセプトデータ等提供 データ分析、対象者抽出
6月	乙		通知候補者リスト作成、送付物の作成
7~8月	甲 乙 乙	6	通知除外リスト提供 通知対象者リスト作成 送付物の印字・発送
令和9年1月	甲 乙	4	レセプトデータ等提供 効果検証
3月	乙		問い合わせ一覧、服薬相談指導結果票、事業効果検証報告書提出